

市民税 はこのようにして計算されます

このほど、地方税法が改正になり、個人の住民税の負担を軽くするため各種の控除が引き上げられました。

これによると〔()内は改正前〕

- 基礎控除が10万円(9万円)
- 配偶者がある場合の第1人目の扶養親族分が6万円(5万円)
- その他の扶養親族が1人につき4万円(3万円)
- そして新たに、配偶者控除として、

8万円が加わっております。また、個人住民税の非課税範囲も拡大され、障害者、未成年者、老年者、か婦などの者で前年の所得金額が24万円以下の場合には市、県民税がかからないことになりました。

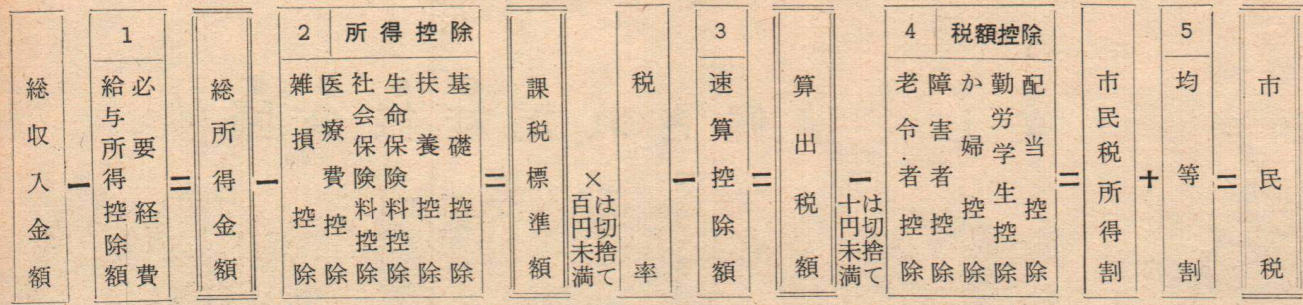
このように改正された税法をもとに計算されたのが、いま皆さんのお手もとにくぼられている市、県民税の令書です。

令書をひらいてみて、「どのようにして私の税金が計算されるのだろうか?」と疑問をお持ちのかたのためにその計算方法を書いてみました。はたしてこの計算方法と、あなたにくぼられた令書の税額があっているでしょうか。

いま一度、あなた自身で計算してみてください。

なお県民税の計算方法も市民税の方法と同じです。

市民税の計算方法



1 給与所得控除

- ①収入金額が427,500円以下の場合
収入金額×20%+22,000円
- ②収入円額が427,500円をこえ527,500円以下の場合
収入金額×17.5%+32,690円
- ③収入円額が527,500円をこえ752,500円以下の場合
収入金額×10%+72,250円
- ④収入円額が752,500円以上147,500円

2 所得控除

- ①雑損控除
所得金額の10分の1をこえる金額
- ②医療費控除
所得金額の100分の5をこえる金額(限度額15万円)
- ※①, ②とも申告書を提出した人のみに限り※
- ③社会保険料控除
支払った金額の全額(申告者自身または扶養親族が負担することになっている健康保険, 厚生年金, 失業保険, 国民健康保険, 国民年金など)
- ④生命保険料控除
支払った金額が15,000円以下の場合。
支払った金額の全額
- ⑤支払った金額が15,000円をこ

控除額のきめ方

- え, 30,000円以下の場合。
(支払った金額×2分の1)+7,500円
- ⑥支払った金額が30,000円をこえる場合。=22,500円
- ⑦配偶者控除
80,000円
- ⑧扶養控除
控除対象配偶者が不在の場合の第1人目の扶養親族の場合 70,000円
- ⑨配偶者に、前年中に5万円をこえる所得がある場合の第1人目の扶養親族は60,000円
- ⑩その他の扶養親族1人につき、40,000円
- ⑪基礎控除
100,000円

3 速算控除

課税標準に掛ける税率の区分によって、この額が別表のようにちがった金額で控除されます。

4 税額控除

- ①障害者(本人および扶養親族)1人につき1,000円
- ②本人が老令者(明治34年1月1日以前に生れたかた), か婦, 勤労学生の場合………1,000円

- ④配当控除(市民税)
配当=100分の3
投資信託の分配金100分の1.5(県民税)
配当=100分の1.2
投資信託の分配金100分の0.6

5 均等割

市民税——400円
県民税——100円

◎ 市民税所得割税率表

所得段階別課税所得	税率	速算控除額
15万円以下	2	0円
15万円こえる	3	1,500
40万円	4	5,500
70万円	5	12,500
100万円	6	22,500
150万円	7	37,500
250万円	8	62,500
400万円	9	102,500
600万円	10	162,500
1,000万円	11	262,500
2,000万円	12	462,500
3,000万円	13	762,500
5,000万円	14	1,262,500

◎ 県民所得割税率表

所得段階別課税所得	税率	速算控除額
150万円以下	2	0円
150万円超	4	30,000

(但し課税所得が100万円以下の場合には簡易税額表による)